

平成 25 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 2 回定例会 10 月 30 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

平成 25 年第 2 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
定例会会議録

平成25年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第1号

平成25年10月30日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 発議案第4号 奥州金ケ崎行政事務組合議会会議規則の一部改正について
- 第6 報告第1号 平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 報告第2号 平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
- 第8 議案第1号 平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第9 議案第2号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第10 議案第3号 奥州金ケ崎行政事務組合火葬場設置条例の一部改正について
- 第11 議案第4号 盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて
- 第12 議案第5号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第13 議案第6号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第7号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第8号 平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第9号 平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問

- 第5 発議案第4号 奥州金ケ崎行政事務組合議会会議規則の一部改正について
- 第6 報告第1号 平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 報告第2号 平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
- 第8 議案第1号 平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第9 議案第2号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第10 議案第3号 奥州金ケ崎行政事務組合火葬場設置条例の一部改正について
- 第11 議案第4号 盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについて
- 第12 議案第5号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第13 議案第6号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第7号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第8号 平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第9号 平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について



出席議員（13名）

- |      |     |           |  |
|------|-----|-----------|--|
|      | 議 長 | 佐 藤 修 孝 君 |  |
| 1 番  | 有 住 | 修 君       |  |
| 2 番  | 阿 部 | 加代子 君     |  |
| 3 番  | 三 宅 | 正 克 君     |  |
| 4 番  | 千 葉 | 悟 郎 君     |  |
| 5 番  | 梅 田 | 敏 雄 君     |  |
| 6 番  | 佐 藤 | 邦 夫 君     |  |
| 7 番  | 千 田 | 美津子 君     |  |
| 8 番  | 遠 藤 | 敏 君       |  |
| 9 番  | 新 田 | 久 治 君     |  |
| 10 番 | 佐 藤 | 克 夫 君     |  |
| 11 番 | 及 川 | 善 男 君     |  |
| 12 番 | 千 田 | 力 君       |  |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

|               |           |           |
|---------------|-----------|-----------|
| 管 理 者         | 奥 州 市 長   | 小 沢 昌 記 君 |
| 副 管 理 者       | 金 ヶ 崎 町 長 | 高 橋 由 一 君 |
| 副 管 理 者       | 奥州市副市長    | 後 藤 新 吉 君 |
| 監 査 委 員       |           | 菊 地 政 平 君 |
| 事 務 局 長       | 兼水道課長     | 及 川 一 康 君 |
| 事 務 局 次 長     | 兼企画総務課長   | 高 橋 寛 寿 君 |
| 環 境 施 設 課 長   |           | 千 葉 哲 夫 君 |
| 会 計 管 理 者     | 兼出納室長     | 小野寺 節 夫 君 |
| 環 境 施 設 課 主 幹 |           | 佐 藤 金 治 君 |
| 消 防 長         |           | 横 倉 均 君   |
| 消 防 次 長       | 兼水沢消防署長   | 千 葉 修 一 君 |
| 消 防 次 長       | 兼消防総務課長   | 及 川 政 喜 君 |
| 消 防 救 急 課 長   |           | 阿 部 保 之 君 |
| 予 防 課 長       |           | 千 田 光 男 君 |
| 江 刺 消 防 署 長   |           | 小野寺 薫 君   |
| 消 防 本 部 主 幹   | 兼危機管理室長   | 村 上 潔 君   |
| 消 防 本 部 主 幹   | 兼通信指令室長   | 佐 藤 修 君   |
| 企 画 総 務 課     | 課長補佐兼企画係長 | 高 野 昌 宏 君 |
| 環 境 施 設 課     | 課長補佐兼管理係長 | 菅 原 優 君   |
| 水 道 課         | 課長補佐兼庶務係長 | 古 山 英 範 君 |
| 消 防 総 務 課     | 課長補佐兼総務係長 | 千 葉 直 君   |
| 企 画 総 務 課     | 副 主 幹     | 鈴 木 忠 孝 君 |
| 企 画 総 務 課     | 副主幹兼総務係長  | 安 倍 副 君   |
| 企 画 総 務 課     | 介護医療係長    | 菊 地 耕 也 君 |
| 企 画 総 務 課     | 財 政 係 長   | 松 田 好 正 君 |
| 水 道 課         | 浄 水 係 長   | 廣 野 克 哉 君 |
| 水 道 課         | 主 査       | 菅 原 敏 幸 君 |
| 企 画 総 務 課     | 主 査       | 岩 淵 充 君   |
| 企 画 総 務 課     | 主 任       | 藤 原 丈 司 君 |

議 事

午前10時 開議

○議長（佐藤修孝君） これより平成25年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、7番千田美津子議員、8番遠藤敏議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

行政視察報告及び監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等11件の送付を受けております。

また、1番有住修議員外3名から発議案1件の提出があります。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。初めに、2番阿部加代子議員。

〔2番阿部加代子君登壇〕

○2番（阿部加代子君） 2番阿部加代子です。通告しておりました3件について管理者に質問をいたします。

1件目、ドクターヘリの出動要請の状況についてお伺いいたします。1999年に我が国に試行として最初にドクターヘリが登場いたしました。2012年6月時点では35機が日々活動しております。公明党は2003年、マニフェスト100にドクターヘリの全国配備を盛り込み、2004年、浜四津代表代行が千葉北総病院を視察し、党内にドクターヘリ全国配備促進プロジェクトチ



ームを配置し、法案づくりを推進してまいりました。

2006年、党独自のドクターヘリに関する法案骨子を発表し、救急ヘリ病院ネットワーク、国松理事長より高い評価を受けました。この案を土台に与党ワーキングチームで11月法案要綱を発表。

2007年6月、救急医療ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法、ドクターヘリ法が公布されました。ドクターヘリに対する国の基本的な考え方が明確化されました。

2011年3月、東日本大震災のときには、各地より駆けつけたドクターヘリ16機が災害医療活動に従事、また福島第一原子力発電所事故の復旧にかかわっていた作業員をドクターヘリが搬送するなど活躍をしました。

2012年、岩手医科大学附属病院において、全国で35機目となるドクターヘリの運営が開始されました。その後も他の5県で導入予定となっております。着実に普及が進むドクターヘリは、実際どのくらい役立っているのでしょうか。

日本航空医療学会が2012年5月に発表した運航実績は6万件以上でした。しかし、現在まで人身事故はゼロ件で、安全な運航で大切な命を支えています。運航にかかわる費用は、1カ所当たり年間で約2億1,000万円、各都道府県に1機ずつ配備すれば約100億円となります。これは、国民1人当たり約80円の負担となります。ドクターヘリが出動した場合、救急車での搬送と比べると医師による初期治療開始時間が22.2分も短縮され、救命率の大きな向上が見込めます。

2004年、ドクターヘリで運ばれ転帰調査ができた1,592例の中で死亡は363人、陸路、水路で搬送されていたなら496人になっていたと推定されるようです。推定値に比べ死亡は27%減、社会復帰は45%増、死亡を減らし、社会復帰の可能性を広げたことが明らかです。

日本医科大学千葉北総病院のセンター長が実際にドクターヘリと救急車で同病院に運ばれた患者を比べた結果、ドクターヘリのほうが平均入院日数が16.7日間も短くなり、治療費もおよそ1件当たり113万円も抑えられることがわかりました。

そこで、当地域での出動実績とその効果についてお伺いいたします。

ドクターヘリの役割や胆江地区に70カ所以上あるランデブーポイントの周辺地域への周知など、住民への情報提供がどのように行われているのかお伺いをいたします。

2件目、ガソリン携行缶の取り扱いについてお伺いいたします。ことし8月に京都府福知山市の花火大会で起きた爆発事故の原因は、露店店主が自家発電機に給油しようとふたをあけた際、高温状態で内圧が高まっていたガソリン携行缶の圧力を下げる措置をしていなかったため、ガソリンが噴出し、爆発につながった可能性が指摘されています。ガソリン携行缶の誤った取り扱いを防ぐため、総務省消防庁は缶の給油口付近の目立つ部分に注意事項を表示するよう関係団体を通じてメーカーに協力の呼びかけを始めているようです。当消防の取り組みとして、注意事項を掲載した表示シールを作成して配布してはいかがでしょうか。

イベントなどの際、火気を使用する場合、消火器を備えるなど防火対策も義務化される方

向で検討がされているようです。管内で行われるイベントの際、消火器を備えること、ガスホースの点検等を徹底すべきです。対応についてお伺いをいたします。

3件目、重症判定基準、トリアージの実施についてお伺いをいたします。総務省消防庁は、平時に患者の症状に応じて救急搬送すべきかを判断するための緊急度判定、トリアージの基準を2014年度から本格的に運用する方針を決めたようです。全国的に救急需要が増す中、各消防本部で活用し、重症患者の見逃し防止や救命率の向上を目指すと言われております。

救急出動件数は、高齢化の進展に伴い年々増加し、全国的に2012年度は580万件を突破し、過去最高を記録しました。しかし医師不足や救急隊の対応には限りがあり、およそ半数は軽症とされる救急搬送者から重症者を早期に判別し、優先的に搬送する必要性が高まっております。消防庁では、家庭、電話相談、119番通報、救急現場の各段階におけるチェック項目を作成し、当てはまる内容に応じて患者の緊急度を判定できるトリアージの暫定基準を設け、横浜市、堺市、和歌山県田辺市で2012年度に試行運用し、実用を検証した結果を踏まえ、より精度の高い判定ができる基準に改めることになったものです。

また、外傷、小児けいれんなど、症例の多かった項目を救急現場の判定基準に追加する方針で、救急隊や通信指令員がスムーズに活用できるようチェック項目を簡素化するなどして、今年度中に新基準の完成を目指し、来年度からの実施を全国消防本部に促すとされておりますが、当消防本部のお考え、取り組みについてお伺いをいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（佐藤修孝君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 阿部加代子議員のご質問にお答えをいたします。

3件のご質問でございました。それぞれ質問順にお答えをさせていただき、補足的に消防長から追加の補足答弁をいたさせます。

まず、1件目でございます。岩手県ドクターヘリは、空飛ぶ病院として、医師による早期治療の着手、また短時間での病院搬送による救命率向上や後遺症の軽減を目的に、平成24年5月から運航を開始しております。

奥州金ケ崎地区における出動要請件数は、平成24年度が27件、平成25年度9月末、要するに上半期ということでございますが、既に上半期で昨年を上回る32件と増加傾向となっております。

また、ドクターヘリのランデブーポイント、いわゆる救急患者をドクターヘリに収容するための臨時ヘリポートにつきましては、ドクターヘリの運航主体である岩手県保健福祉部からは奥州金ケ崎地区に75カ所が指定されております。

議員ご指摘のドクターヘリの効果、またランデブーポイントの住民周知の具体については、消防長から答弁をいたさせます。

続いて、2件目であります。2件目のガソリン携行缶に注意表示のシール等を貼ることに

ついてであります。京都府福知山市の花火大会会場で多数の死者を出すこととなった火災の原因は、ガソリン携行缶の取り扱いに重大な過失があったことによるものとされております。ガソリンは揮発性が高く、また引火しやすい特性を持っているため、取り扱いには十分な注意を払う必要があります。その注意を携行缶に表示することは事故防止の上で大変有効な効果が得られるものと考えております。

次に、イベントの際、火気使用者に消火器を備えることについてであります。今回の火災を受け、管内の祭りなどのイベントの主催者及び露店業者に対しまして、火災予防指導の徹底を図っているところであります。具体的な対応については、これも消防長から答弁をいさせます。

3件目のご質問にお答えをいたします。重症判定基準につきましては、議員ご指摘のとおり救急需要の増加により救急現場や医療機関への到着時間の遅延が懸念されることから、救急案件ごとに緊急度を判定し、緊急性の高い傷病者を遅滞なく医療機関へ搬送しようとするものであります。奥州金ヶ崎消防本部の取り組みなど、具体については、これも消防長から答弁をいたさせます。

○議長（佐藤修孝君） 横倉消防長。

○消防長（横倉均君） まず、ご質問の1点目の岩手県ドクターヘリの隣接県への出動を含めた総出動件数ですけれども、平成24年度が306件、平成25年度が9月末日までで236件となっております。そのうち当消防本部の要請件数は、県内12本部のうち、平成24年度、25年度とも県内で3番目に高い要請件数となっております。運航開始以来、合計で59件の出動に上ります。

また、ドクターヘリによって搬送される医療機関は、県立胆沢病院が多く、患者の容体によっては県立中央病院や高度救命センターに搬送し、救命につながった例が多数ございます。

また、ドクターヘリの活用によります具体的効果について申し上げますと、ドクターヘリ運航主体からの報告でございますと、過剰アレルギーによるショック状態の患者を救命した例や、医師がより早く患者と接触できるために脳卒中患者に対し血栓を溶かす処置が行えたなど、早期治療の着手による成功例が多数報告されております。

次に、ランデブーポイントの住民周知につきましては、運航開始直後、平成24年6月に奥州市の広報に掲載をしましたほか、平成25年6月には奥州エフエムを活用し、ヘリの有効性や離発着時の注意事項を広報しているところでございます。

また、ドクターヘリを要請した場合は、住民に対し事前に洗濯物等の飛散防止の広報、あるいは砂ぼこり発生の防止のための散水作業、さらには近隣住民や児童生徒に危害が及ばないような安全管理隊を出動させ、万全な体制をとっております。

次に、2点目のガソリン携行缶に注意表示を貼ることについてでございますが、これは総務省消防庁でガソリン携行缶への注意表示を危険物保安技術協会などの関係団体に対しまして要請しているところでありまして、新たに製造、販売される携行缶については表示がなさ

れるものと思っております。しかし、問題は既に出回っている携行缶に対して注意表示がないということが懸念されております。

ガソリン携行缶への給油は、消防法上自ら行うことはできません。これは必ずガソリンスタンドの従業員が給油することとなっております。ですので、給油時にガソリンスタンドにおいて注意表示のシールを貼りつけるということが最良の方法かと考えております。当消防本部では、ガソリンスタンドの経営者等で組織をします胆江地区危険物安全協会というのがございまして、それと連携しながらこの表示を推進していきたいと考えております。

また、イベントの際における火災予防の徹底についてでございますけれども、消火器を備えることは消防法令上、義務はございません。しかし、今回の火災を受け、露店業者及び商工会議所や祭りの実行委員会等のイベントの主催者に対しまして、その祭りの都度、消火器の設置、火災予防条例に基づく火気の取り扱いの指導を行っておるところでございます。

なお、前段の注意表示につきましては、貴重なご意見をいただいたと思っております。ありがとうございます。早速昨日ですか、胆江地区の危険物安全協会に対してこのことを申し入れたところ、県にもその団体がございます。ここの地区にもその支部みたいなのがございまして、連携してやっていきたいと思いますという確認をとっております。

次に、3点目、重症度判定基準、トリアージにつきましては、総務省消防庁におきまして救急要請件数の増加と救急車のタクシー代わりの利用防止を背景に、真に救急医療を必要とする傷病者を迅速に搬送するための方策として、緊急度に応じた救急対応を選択する、いわゆる緊急度判定体系というものの検討がなされております。

平成23年度の検討において、緊急度判定プロトコルを作成し、議員ご指摘のとおり平成24年度に横浜市など3地区で運用を行い、判定基準の正確度合いについて検証を加え、本年4月に検証事業報告書が届いております。

当消防本部の救急件数の増加率は、平成20年度からの5年間の増加率が12.1%、一方全国の5年間の増加率が13.8%と、比較しますと1.7ポイントほど当消防本部は増加率が低い状態となっております。

また、平成24年度の1日当たりの出動件数は14.4件となっております、常時救急隊8隊がございまして、その8隊で運用している現状で、救急車の不足は生じていないというのが今の状態でございます。

このことから、当消防本部においては全ての救急要請に対して救急車を出動させるということを基本と考えております。また、今後救急要請の急増がない限り、同様の出動態勢で臨みたいと思っております。

ただし、例えば3.11のような同時に救急件数が10件、20件入るような場合は、このトリアージというものの考えに基づいた方策をとりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤修孝君） 2番阿部加代子議員。

○2番（阿部加代子君） 再質問させていただきます。

1件目のドクターヘリの出動要請についてでございますけれども、ドクターヘリのランデブーポイントになっているということにつきましては、本来は県のほうの福祉部のほうの担当でしっかり周知をしていただきたいところではありますけれども、やはり地元の消防本部としてランデブーポイント、75カ所あるということでございますので、例えば地区センター毎とか、そういうところに、ここがランデブーポイントですよというようなことで周知をしていただきたいというふうに思います。

それと、ランデブーポイントになっているところに関しましては、洗濯物ですとか、ヘリコプターが来るわけですので、散水をしなければならぬとか、さまざまな準備もあるわけですので、その地域の住民の方々のご協力が不可欠でございますので、やはり地域であると、ランデブーポイントの地域でありますよということの周知をしっかりと消防本部としても取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、その点もう一度お伺いをいたします。

それと、先ほどのご答弁の中で胆沢病院への搬送が多いということでご答弁いただきましたけれども、県立胆沢病院にはヘリポートがございません。それで以前にもお話をしておりましたけれども、胆沢病院にぜひヘリポートの設置をしっかりと要望していただきたいというふうに思いますけれども、この点に関しては管理者にお伺いをいたします。

大船渡病院のほうで駐車場を利用した立体型のヘリポートができたようでございますけれども、それらの形を参考にしながら、ぜひ胆沢病院にもヘリポートの建設をというふうに思いますので、その点お伺いをいたします。

それから、ガソリン携行缶の取り扱いにつきましては、表示について行っていただけるということでございますけれども、シールを貼るというようなことになるのかなど、ガソリン携行缶に貼るというようなことが一番いいかというふうに思われます。

先ほども安全協会を通じて協力を要請するというところでございましたけれども、先進地でもそのように取り組まれておまして、福知山のほうなのですけれども、市内のガソリンスタンド、危険物を取り扱う工場など89事業所で作る協会が事故防止を教訓に啓発シールを作成し、消防本部も協力したという先進事例がございます。もう既に出回っておりますガソリン携行缶につきましては、ぜひこれらの協力をいただきながら、安全協会にも協力をいただきながら配布をしていただいて、実際にガソリンをガソリン携行缶に入れるときは必ず係の人がついてやっていただかなければいけませんので、ガソリンスタンド等を通じてシールを配布するということが一番いいかと思っておりますので、それらを徹底していただきたいというふうに思いますので、そのことについてもう一度お伺いをします。

それから、イベント等で消火器を備えることというのは義務ではないということでございましたが、今後イベントの際に消火器を備えることも総務省消防庁のほうでは視野に入れながら検討しているということでございますので、法律上は義務はないのかもしれませんが

ども、例えば条例のほうで消火器の設置をすべきというようなことを書き込めないのか、その点についてお伺いをいたします。

それから、3件目のトリアージの実施についてでございますけれども、今のところは救急車の複数要請が重ならないようではございますけれども、今後ますます高齢化になっていきますので、要請が多くなるということも考えられます。

そこで、トリアージにつきましてははっきり基準に従って行っていただくということなのでございますけれども、救急指令室にかかってきました電話に関しまして録音体制ですとか、その点どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（佐藤修孝君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 私からお答えいたしますのは、県立胆沢病院にヘリポートということについてと、それから以下については消防長のほうから答弁をいたさせますが、それに少し加えてランデブーポイントにおける住民周知の徹底という部分についても少しだけ答えさせていただきたいと思います。以下については、ガソリン缶に対するシールの貼付、消火器の義務付け、それから緊急通報の録音の状況等については消防長のほうからということになります。

胆江地区の地域医療懇談会ということで、県立の2病院等々が参加し、そして県の医療局が主体となってされる会議等ございます。そういうふうな場面でも強く要望しているところでございますし、これは所在地が奥州市内にあるということも含めて、管理者として、あるいは奥州市及び金ケ崎町の町長さんの連名というような形で、改めてこれは要請をしておかなければならないというふうに、既に行っているのですけれども、さらに強く。

また、私、大船渡の部分の話は聞いているのですけれども、直接まだ見ていないので、折に触れてできるだけ早い時期にその情報等あるいは視察などもしながら、実際どういうふうな形態で胆沢病院の駐車場に設置できるものかというふうなところも見なければなりません。いずれ懇談会の席で言われたのは、議員ご存じのとおり水沢高校が離発着の場所で、それであそこはコンクリートでないので、散水をしたりなんなりということ非常に時間がかかるということと、ストレッチャーで運べる距離ではないのですね。要するにあそこからまた救急車ということなので、何か非常に目の前なのだけれども、難しいところがあるなど。一方、胆沢病院に直接であれば、救急車ではなくストレッチャーでそのまま手術室あるいは処置室に搬入ができるということであれば、そこで5分以上の時間を短縮できるということに、もっとかもしれません、なるということなので、これは命にかかわる部分としては非常に有効な手だてだというふうに思いますので、可能性も含めて検討しつつ、強く要望してまいりたいというふうに思います。

それから、ランデブーポイントの市民周知については、これは組合というよりもそれぞれの市町で行うべき部分になるのかなというふうにも思うところから、これは組合、消防のほうでも十分に周知しながら、それぞれ金ケ崎町さんにおいても奥州市においてもある程度地

域の区割りがしっかりしていますので、そのセンターとなるような場所に周知する、広報するというので大分違ってくるのかなというふうにも思いますので、これは各市町においても検討をするように協議してみたいと思いますし、また消防のほうからもそういうふうな形では対応をしてもらうように、双方から考えてみたいというふうに思います。

以下については、消防長から答弁をいたさせます。

○議長（佐藤修孝君） 横倉消防長。

○消防長（横倉均君） まず初めに、ドクターヘリ関係でございます。議員さんが懸念されたというのは、恐らく9月26日付の胆江新聞を見て、その記事の中身というのがある市内の小学校にドクターヘリが降りたということで校長先生がびっくりされたということが載っております。私どもはその次の日に教育委員会、教育長あるいは小中学校の校長に対して協力の依頼といいますか、こういうシステムですよということをまずお知らせを行っております。

その地区センターごとに周知ということは、これも私気づかなかったのですけれども、非常に必要なことかなと。ですから、これも表示という形で、住民がわかるようなところに掲示を考えたいと、このように思っております。

それ以外にもドクターヘリというのは小型で、この前もあったのですけれども、高速道路にも降ります。田んぼにも降ります。ですから、住民はヘリが来たなど非常にびっくりするわけですけれども、こういったことについての周知は広報紙を通じ、あるいは我々の奥州金ヶ崎行政事務組合で出している広報がございますけれども、そこの紙面を利用して広報に努めたいと思っております。

次に、ガソリンの携行缶、これは先ほど申し上げたとおりシールを貼って、予算は当組合はないので、おんぶにだっこの形で安全協会にお世話になろうかなと。昨日も会長さんのほうにお願いしますということで頭を下げてきました。

イベント等の消火器の義務はないのかということですが、国ではこういう考えでございます。届け出を条例化すると、届け出が我々に来れば、その場に行って指導ができると、そのときに消火器を指導するということがございます。

消火器をつけなさいという条例化はできないかというのは、また別問題で、これを条例化すると、条例は委任条例と独自条例というのがございまして、委任条例の分野は危険物だとか火災警報発令時の措置とか、限られているわけです。それに付加できるかというのは、ちょっと上乘せ、横出しという難しいルールがあるのですけれども、それから考えてもだめだと。

であれば、独自条例といひまして、主に法の許される範囲内でいいですよと、これは届け出の関係でございます。火災予防条例であれば、当組合で45条に、例えば煙火、花火の打ち上げとか水道の断水、道路の通行止め、さらには催事場以外、劇場以外、例えば体育館等でプロレスの興行とかコンサートとか、そういった場合は届け出をしなさいというのがあります。

すけれども、屋外についてはないのです。これについて恐らく国のほうで条例化しなさいという通知が来るものと私は思っております。そういったことで理解をいただければと思います。

最後に、トリアージの関係は、前回のこの議会で千葉悟郎議員さんから質問がございまして、私はそのとき当組合では山形大生の事件を含め、今の体制でやっていきたいと。先走ったところがあるのかなと、山形市の対応は。国がこうだから、はい、やりますと、そのマニュアルどおりにやったら失敗してしまったと私は思っておりますし、私の信念といいますか、助けを求めるために119番をかけてくるのだと職員には言っているのですけれども、例えば軽症だ、ちょっと手がしびれると、でも合併症とか目に見えない症状があった場合、これは誰もわからないわけです。ですから、今の救急資源、我々の資源では8台ございますけれども、間に合うなら今の体制でやりましょうということで進めたいと私は思っております。

最後にご質問ありました指令の119番の関係、これは消防救急課長から答弁申し上げます。

○議長（佐藤修孝君） 阿部消防救急課長。

○消防救急課長（阿部保之君） ご質問の119番の録音につきましては、現在高機能指令センター、デジタルデータで通報時間を含めて全て録音できております。この高機能指令センターは無線交信も含めて録音、データ保存しております。平成17年にこの機械になったわけですが、17年以前の指令台で受けた119番、これはアナログデータですので、119番通報のみカセットテープレコーダーで録音して保存している形でございます。

以上です。

○議長（佐藤修孝君） それでは、次に11番及川善男議員。

〔11番及川善男君登壇〕

○11番（及川善男君） 私は、さきに通告しております2件について管理者の見解をお伺いをいたします。

1件目は、奥州金ヶ崎行政事務組合の運営についてであります。その第1は、行財政改革と定員管理のあり方についてお伺いをいたします。当組合の定員管理については、平成22年に制定された定員管理適正化計画に基づいて実施をされております。当該計画期間は、22年から27年までの6年間であります。職員定数をこの間に13人削減するという数値目標を立てております。私は、原発事故に伴う放射能汚染物質対策や、あるいは多発する自然災害、消防行政への需要の拡大、構成団体の人員削減に伴う派遣職員のあり方などを考えたときに、削減ありきの定員管理は改めるべきと考えます。当組合の事務を複合的一部事務組合として継続される以上、業務委託一辺倒ではなく、計画的に職員を採用し、安定的な組合運営を目指すべきと考えますが、管理者の見解をお伺いいたします。

その第2は、グループホーム等の夜間の管理など、火災予防対策についてお伺いをいたします。ことし2月8日の長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災事故は、死者5名、負傷者7名を出す痛ましい事故となりました。これを機に総務省消防庁は全国の消防本



部に対し、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設に対する防火安全対策の徹底や実態調査の実施を要請するとともに、認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会を開催し、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等の検討を行ってまいりました。

そして、ことし9月にその結果が公表され、この報告を踏まえて厚生労働省は9月13日付で各都道府県に対し、スプリンクラー設備の設置義務や自動火災報知設備と火災通報装置の連動、従業員教育、効果的な訓練の実施、近隣との協力体制の確保、関係行政機関の情報共有、連携体制の構築、防火関係の法令に不適合な施設の改善などを周知するよう指示しております。全国的にはスプリンクラーの設置状況は高齢者福祉施設で設置済みが47%、うち認知症高齢者グループホームは設置済みが74%という状況であります。

当管内のグループホームは奥州市に18施設、金ケ崎町に3施設あります。施設の従業員等から伺いますと、夜間の勤務はほとんどが1人体制であり、万が一の事故に対して、その安全対策に不安を抱えているようであります。当管内の実態と火災予防対策についてお伺いをいたします。

あわせて、さまざまな形態の有料老人ホーム等がありますが、これらの実態把握と安全対策についてもお伺いをいたします。

第3は、ごみ処理広域化の協議の進捗状況と定員管理についてお伺いをいたします。さきの奥州市議会において、奥州市長である管理者は、ごみ処理施設広域化問題について奥州金ケ崎地区と一関平泉地区の2カ所に設置する方向で検討しており、10月までに基本構想を立て県に提出する段取りになっているやの答弁をされております。私は、この間、災害時の対応を初めさまざまなことを考えたとき、現状どおりの2カ所に設置すべきと主張してまいりました。ごみ処理施設広域化の検討状況についてお伺いをいたします。

また、県南のごみ処理施設を2施設とした場合の職員体制についてお伺いをいたします。定員管理計画では、平成28年度から全面委託をし、30年には廃止の計画であります。計画の見直しに伴って定員管理計画も見直すべきと考えますが、管理者の見解をお伺いをいたします。

2件目は、水道用水供給事業のあり方についてお伺いをいたします。その第1は、来年度、平成26年度からの胆沢ダムからの本格受水に伴う供給料金の見直しと、それに伴う構成団体の水道料金の負担の見直しについてお伺いをいたします。計画では、来年度から胆沢ダムからの受水責任水量が現在の日量7,550トンから1万4,600トン、1.9倍に増加することになります。これに伴い、供給料金は奥州市が1.8倍、2億5,400万円余の増となり、5億5,600万円余になります。金ケ崎町は1.9倍、900万円増の1,900万円余の負担となる見込みになっております。これは、施設設備の建設費用や支払利息などによって変動があるものと思いますが、どのくらいになるのかお伺いをいたします。

また、これが構成団体の水道料金にどのように影響するのかお伺いをいたします。基本的には、それぞれの構成団体の判断によるものと思いますが、とりわけ奥州市の場合、大幅な

料金引き上げを余儀なくされるものと思いますので、奥州市長でもある管理者の見解をお伺いをいたします。

第2は、ダム負担金の検証についてお伺いをいたします。ダムなど国の直轄事業における地方自治体の負担のあり方について、この間全国的な問題となっております。私は、合併前の水沢市当時から胆沢ダム建設に伴う負担のあり方について問題があると指摘してまいりました。胆沢ダムは、当初工期が昭和58年度から平成11年度、事業費1,360億円の事業でありました。それが国の一方的な都合により工期が14年間延長され、事業費も2,440億円となり1,080億円の増、1.8倍に膨れ上がりました。その結果、当組合のダム建設負担金は53億6,000万円余、23億円以上もの負担増となっております。このような経過から見ても、ダム建設負担金の最終精査に当たり、きちんと検証すべきだと思いますが、管理者の見解をお伺いをいたします。

また、工事完了に伴う精算により最終的な負担金はどのくらいになるのかお伺いをいたします。

以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（佐藤修孝君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 及川善男議員のご質問にお答えをいたします。

大きくは2件、そして1件目が3項目、そして2件目が2項目のご質問というふうに伺いました。

まず、1件目の第1点、行財政改革と定員管理の計画についてでありますけれども、これにつきましては平成22年1月に策定いたしました胆江地区衛生センター等維持管理運営計画、消防力整備計画、胆江広域水道用水供給事業計画、行財政改革大綱、定員管理適正化計画及び財政計画などにより、これらの計画の基本的な考え方を組合運営として支障のないように進めていくということで定めているものでございます。

定員管理適正化計画は、平成27年度までの計画となっており、平成25年度の人員体制は、計画では事務局職員35人、消防職員167人、水道の企業職員4人、計206人に対し、実態は事務局職員31、消防職員166、水道の企業職員3ということで200人の体制になっております。

3点目の質問とも重複するところでございますが、定員の部分でお話をさせていただきますと、特に衛生センターにつきましては岩手県ごみ処理広域化計画において県南ブロックで当初は1施設に統合されるということが前提でありましたので、その計画で予定をしておりました。しかし、現状において、2施設、要するに胆江1つ、両磐1つという2施設の計画となるため、定員の適正化計画の見直しが必要になると、この部分については見直していくというふうに考えているところでございます。3点目の質問の部分で、またもう一度お話をさせていただきます。

2点目であります。平成25年2月8日、長崎市のグループホームで発生した火災は、夜間のため、施設職員が1名ということもあって、火災通報が行われなかったこと、また従業員

に対する消防訓練が十分に実施されていなかったことなどの防火管理体制の不備が多く犠牲者を出す結果につながったものと考えております。この火災を受けて、当管内のグループホームに対して特別査察を実施し、夜間の勤務体制の調査や消防訓練の実施状況などについて、消防法令の違反がないかなどを調査しております。具体的な調査結果につきましては、消防長からお答えを申し上げます。

3点目でございます。県南ブロックごみ処理広域化計画の進捗状況についてであります。平成24年度は県南地区の一般廃棄物の広域的な処理を推進するため、今後の廃棄物処理施設の集約化や処理主体のあり方の方向性を検討することを目的として、県南地区ごみ処理広域化のための基本調査を行っております。

本年度につきましては、基本調査の結果に基づき関係市町などによる協議を行い、県南地区ごみ処理広域化基本構想について取りまとめている段階であります。

なお、本基本構想の内容についてであります。平成11年3月策定の岩手県ごみ処理広域化計画に示されております県南ブロックに1カ所のごみ処理施設の整備方針について、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災、福島原子力発電所事故等の状況も踏まえ、奥州金ケ崎地区で1カ所、一関平泉地区で1カ所、計2カ所2施設体制での整備とすることとなっております。正式決定は後刻であります。そのように確認をしているところでございます。

次に、県南ブロックごみ処理広域化計画の進捗状況を踏まえた定員管理適正化計画の見直しについてであります。平成22年1月策定の胆江地区衛生センター等維持管理運営計画では、県南ブロックで新たなごみ処理施設の整備については1カ所とする岩手県ごみ処理広域化計画の目標年次が平成29年度であったことから、ごみ処理施設の廃止に伴い、担当する職員については定員管理適正化計画に含まれておりませんでした。しかし、状況が変わったということがございます。よって、2カ所2施設体制となることから、定員管理適正化計画についても、これは当然見直していかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、大きな2件目の質問でございます。水道料金関係でございます。水道用水供給料金の見直しについてであります。現行の水道用水供給料金は、平成20年度から平成25年度までの暫定供給期間において見込まれる費用を基礎として総括原価に基づき料金算定をしており、総括原価を固定費と変動費に分け、固定費は基本料金、変動費は使用料金とする二部料金制としております。胆沢ダムからの本格供給が始まる平成26年度より、1日最大供給水量が7,550立方メートルから1万4,600立方メートルへ切りかわることから、供給料金の改定が必要と考えております。

料金改定に当たっては、健全経営を前提として、企業債償還金と減価償却費の推移を踏まえて、維持管理費について経費節減に積極的に取り組むなど、効率的な経営のもとでの適正な原価を基礎とした料金設定とすることとして、ただいま鋭意検討をしているところでございます。

現在、構成市町と具体的に協議を重ねておりますが、新たに稼働する資産の減価償却費の料金算入をどう見込むのか、基本料金と使用料金の二部料金制における費用の振り分けや責任水量をどのように考えていくのかなどについて協議を進めているところでございます。

今後の予定といたしましては、十分に協議し、さらに慎重に検討しながら、料金改定案を決定の上、次回組合議会へ条例改正の提案を行いたいというふうな方向でただいま考えているところでございます。

なお、どうしても費用が増すことによって料金の値上げは避けられないものというふうな実情はございますが、できるだけ抑えと、できるだけご理解のいただける範囲として、その改定幅を最少のものにとどめられないか検討しているところでございます。まだ検討段階でございますので、幾らぐらいというふうなことが出し切れていないというところでございます。

2件目、胆沢ダム建設負担金の検証についてであります。胆沢ダムの建設工事につきましては、10月11日には一連の試験湛水も終了し、今後は周辺整備の工事などを進めながら予定どおり平成26年3月の完成に向けて順調に進捗しているところでございます。工事は今年度いっぱい、竣工式は来月16日に竣工するというところでございますが、そのような状況であります。

昭和63年度の建設事業の着手から、ダムの完成が見込まれる平成25年度末までの建設事業費は2,360億円と、当初議員がご指摘された、見込まれていた2,440億円を80億円程度下回ると聞いております。よって、仕上がりは2,360億程度になるというところでございます。

当組合は、ダムの建設事業費の2.2%を負担することとなっております、これまで52億4,500万円を既に負担してきましたが、ダム建設費と同様、当初見込まれた53億6,800万円を1億2,300万円程度下回る見込みであり、このまま順調に進捗した場合、当組合の建設負担金は今年度が最終、今年度で終わるというふうと考えているところでございます。

今後の建設負担金の精査について胆沢ダム工事事務所に確認をしたところ、平成25年度予算を一部繰り越し、工事事務所庁舎の取り壊し、道路舗装工事などの残工事を26年度中に実施するとのことでありました。最終的な負担金額が確定するのは、平成26年度末とのことであり、その後27年度中に国土交通省東北地方整備局がこれまでの事業を精査、精算をし、平成28年度に各事業者間の精査が行われるとの見込みであります。

ご質問のありました胆沢ダム建設負担金の精査等につきましては、27年度に国がこれまで事業を精査すると伺っており、第一義的には国がみずから検証を行うべきものとは考えておりますが、一方で負担者側に対する負担金の妥当性の説明責任も国にありますので、今後は言うべき点は言いながら、資料などの提出を求め検証を行ってまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。グループホームの件につきましては、消防長より補足答弁をいただきます。

○議長（佐藤修孝君） 横倉消防長。

○消防長（横倉均君） ご質問のございましたグループホーム等について説明を申し上げます。

グループホーム等の夜間の管理についてであります。長崎のグループホームの火災を受け、緊急特別査察を行っております。先ほど議員さんのお話では、その対象施設が奥州市に18、金ケ崎に3という話ですけれども、私ども把握しているのは、奥州市が24、金ケ崎が4、計28施設ございました。これについて緊急査察を行いました。その結果、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等のハード面の違反は認められなかったものの、避難訓練の未実施あるいはやっけていても回数が足りないというような防火管理に関するソフト面の違反が対象施設中4分の1の施設で認められました。これについては、粘り強く理解を求めながら指導していきたいと考えております。

また、夜間における防火管理体制につきましては、法令違反とはなりませんけれども、夜間の勤務体制が1人という施設が75%に達しております。避難が困難な要介護者を入居、宿泊させているグループホームにおける防火管理体制に課題が認められたというのは事実でございます。

現状を申し上げますと、28施設のうち複数で職員が泊まっている、夜間ですけれども、これは7施設ございまして、最も多い泊まりの数が5名でございました。複数でもほかはほとんど2名の勤務状態と。残りの21施設は1人で勤務しているというような状態でございます。

また、近隣の応援体制でございますけれども、それが整っているといいますか、協力が得られる可能性があるのが12施設ございました。国では、この夜間の勤務体制につきまして1,000平方メートルを超える一定規模以上の社会福祉施設においては、夜間等における災害発生に的確に対応できるよう、避難訓練マニュアル検証制度というのを設けておまして、あるルールに基づいて訓練を実施させて、制限時間がありますけれども、その時間内に避難ができない場合は夜間の勤務体制を強化するなどの指導を行っているところです。

しかし、この検証制度というのは、先ほどの28のグループホームのような1,000平方メートル未満の小さな社会福祉施設においては対象外となっているのが現状でございます。避難に時間を要する施設の存在が非常に懸念されていると思います。今後は、夜間1人体制のグループホームに対して、夜間の災害を想定した訓練実施の指導、あとは近隣住民の協力による応援体制の確立、これらについて理解を求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤修孝君） ここで11時15分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時15分 再開

○議長（佐藤修孝君） 再開いたします。

11番及川善男議員。

○11番（及川善男君） それでは、若干再質問いたします。

まず1つは、定員管理の問題ですが、先ほどの管理者のご答弁では、ごみ焼却施設の広域化の見直しによって当然定員管理については見直しを行うということですが、私はあわせて例えば消防職員等の定数も計画に至っていない状況ですし、この計画自体が果たして妥当なのかという点も昨今のさまざまな状況から考えた場合に見直す必要があるのではないかと私は思います。そういう検討をされるべきと考えますので、この点もう一度お伺いをいたします。

それから、2点目のグループホームについてはわかりました。私も奥州市と金ケ崎の福祉担当課のほうを確認をしまして、18施設、3施設というふうに把握したわけですが、先ほどの消防長さんのご答弁では28施設ということですので、ぜひそういった点でご指導をお願いしたいというふうに思います。

それで、先ほども言いましたように、一番従業員の方々が心配されているのは、特に夜勤1人体制について不安を持っておられるようです。法律的に拘束されるというものではないようなのですが、厚労省自体も極力1人体制は避けるような方向で指導されているように私は思います。これは消防担当だけではなくて、行政側の指導もかなり必要なのではないかなと思いますので、ぜひ連携してこのような点について事故を未然に防ぐためにも強力な指導をしてほしいなというふうに思います。

あわせて、先ほどちょっとお伺いをいたしました、通告の際にあるいは話していなかったもので、掌握されていないかもしれませんが、最近多いのは有料老人ホーム、しかも小規模な有料老人ホーム等が結構出ています。市の担当のほうを聞きましても、実態がなかなかつかめないようではありますが、ただこれらの施設を建設する際に一定の消防等々の協議もあるのではないかなというふうに思いますので、これらについての把握あるいは指導についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

水道料金、供給料金についてお伺いをいたします。先ほどの管理者のご答弁ではこれから精査をするということですが、計画ではいずれ4万3,500トンの最終的な供給計画に対して1万4,600トンということで、34%の稼働率をベースにいろいろ積算をされ、計画を立てられているようであります。確かに設備投資等の額が変わってまいりますから、当然計画にある供給料金は変わってくるものと思いますが、ただそんなに大幅に変わりはないのではないかなというふうに私は思います。

現在精査されているという、協議されているということではありますが、どの程度圧縮になる見通しがあるのか、これは政治的な判断も含めて、出てきた数字だけではなくて、構成団体との協議の中でこれらの供給料金については決定されるのか、あるいは組合が積算したその数字をもとにこの稼働率で最終判断をされていくのか、その点お伺いをします。

最後に、ダム負担金の問題ですが、ぜひこれは強力に国との検証は進めてほしいというふうに思います。この負担金の減は、結局は受益者にはね返ってくるわけですから、そういった点でこれをどれだけ強力にきちっと精査をするかというのは、市民利益にも、住民の利益にもかなうことですので、この点ぜひお願いをしたいと思います。

あわせて、できれば監査委員もそういう立場で、監査委員の目からも検証をぜひお願いしたいと思うのですが、見解があればお伺いをします。

○議長（佐藤修孝君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） グループホームの指導強化の部分については、私これから少し答弁いたしますが、補足的に消防長からもお願いしたいということでもあります。

大きくは、4点の再質問を頂戴いたしました。まず定員管理、当然1が2になったのだから変えるというのは、それは見直すというのは当然ですねということでもあります。それは議員おっしゃるとおりでありますし、我々も同様の認識を持っていると。

また、登壇してお話を申し上げましたように、今の現行の定員管理の計画は27年までということなのですが、この広域化の2施設化に伴って、26年度からこの部分については検討していかなければならないと思います。その時点でどうだということにはならないと思いますので、そここのところはもう来年度にはどういうものが必要なのかということは当然検討していかなければならないというふうに考えております。

また、消防職員等の安全安心のためにも、できるだけ人員を確保してというふうなこともお話を受けました。これは、全体の動向を見ながら適正化を図っていかなければならないということですので、27年ということになれば28年度以降に走らせる計画になりますので、これはごみ処理広域化が26年で、あわせて28年度以降どうあるべきかというところについては、例えば人口構造の状況、高齢者がどのぐらい増える見通しで、当然高齢者が増えれば救急車の出動件数が多くなるというふうなことを見込んだほうが多分よろしいということになれば、現行体制でいいのかというようなことも当然出てくると思います。ただ、全体とすれば人口が今後減っていきますので、その辺のところなども考えながら、しっかりとした状況、要するに守りの体制を確実なものにできる体制は確保していかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、グループホーム等の部分で、特に小規模の有料老人ホームが増えていて十分に把握されているのかということになれば、これは各市町の範囲になるのかなというふうに思っております。こういうふうな部分については、消防のほうと情報を十分に密にしながら指導体制については消防のほうにお願いするというような連携をさらに強化し、未然に防げる事故であれば、これは確実に防止するという状況を奥州金ヶ崎、市町挙げてつくり出してまいりたいというふうに考えているところでございます。

指導のあり方等々については、消防長のほうから答弁をいたさせます。

それから、水道料金でございますけれども、これはまず計算上の部分の料金というのは、

これは計算上で出てくると思うのです。ただ、それをそのまま受水費というふうな形で組合がいただいた際に、各構成市町、特に奥州市の場合にそれが直接はね返ると。はね返れば、結局住民負担をしていただくということで、これは一直線につながる話でありますので、これは数字としては数字で出てくるわけでございますけれども、将来にわたって問題のない形の中でどういうふうな調整ができるのかというところに大きな重点を置いて検討していかなければならないものだと思います。

ただ、あまり料金反映を抑えることによって、最終的に後年度に負担を先送りしたというようなことがあってはならないと思います。この辺の兼ね合いの分でご理解をいただき、そして経営上についてもやりくり、効率化を図ることによって対応できるというふうな部分については、これはしっかり協議をすることによって一定の答えは導き出されるのではないかとこのように思っておりますし、その方向で協議をするようにということで指示をしているところでございます。

いずれ市においては市長、組合においては管理者という一人の者が2つの組織の長であることから、それぞれの部分の利害というか、状況を十分にすり合わせて、落ちこぼれというか、遺漏のないような形で情報を共有し、より良き方向を模索していきたいと。そのポイントは経営に大きな穴が開くということがあってはならないというのが1つですけれども、それと同じレベルで住民負担、市利用者の負担が大きなものにならないようなというこの2つをポイントとして考えていきたいということでございます。

最後のダム負担金についてでございます。このことについては、当然であります。適正につくられ、そして適正に予算が執行されたのかというのは、負担する側からすれば2.2%といっても非常に大きなお金でございますので、これの適正であるというふうな部分についてはさまざまな角度から我々も精査をしていかなければならないというふうに思うところでございます。いずれ国のほうについても第三者委員会等というもので見るのかどうか、その動向も見守りたいと思いますが、明らかにそれが正しいものだったという担保ができるような状況を確認していただくように、というようなことも我々とすれば申し上げていかなければならないことだろうな、というふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤修孝君） 横倉消防長。

○消防長（横倉均君） 及川議員の再質問についてお答え申し上げます。

グループホーム等の施設の従業員が夜間の1人体制に不安があるというお話ですけれども、私もそのように思っております。具体的に申し上げますと、先ほど申し上げました、ぬくもりの家、胆沢にありますけれども、これは収容人員が215名、夜間は5名で対応ということ。次に多いのが前沢のまえさわ苑折居館、これが65名の収容人員に対して夜間は勤務人員1人と。次に多いのが金ヶ崎にございます西光荘というのが55名の収容人員に対して夜間の勤務人員が1人となっているのが現状でございます。そのほかに特養に入れない、10年待ちとか5年待ちとか非常に入りづらいというので、介護度の重い方がグループホームに入られると

というようなケースも考えられますので、非常に危険だと私も思っております。

また、市の担当者が実態がつかめないという話でございますけれども、消防本部としては建物をつくる場合は建築確認に対して消防同意というのを行いますので、その時点で把握できたものは市の担当課に連絡したいと考えておりますし、あとは小規模ですので、民家を改造するところが多いということで、本来ならば火災予防条例に基づきます防火対象物使用開始届というのがございますけれども、これの届け出があった際にも同様に行いたいと思っております。

いずれ総括して申し上げますと、1人で50人とか、大体の収容人員見ますと20人前後でございますけれども、これを1人でできるかといった場合、私もおやじの介護をして、考えた場合、とてもできません。ですから、根本的な根治療法といえ、今国で考えております、現在275平方メートル以上はスプリンクラーをつけなさいという規制でございますけれども、これを拡大する意向がありますので、それを推進していけばいいかなと思っておりますし、あとは夜間の勤務体制、消防とはかけ離れますけれども、雇用の確保ということが重要になるのかなと、私の考えはそう思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤修孝君） 菊地監査委員。

○監査委員（菊地政平君） さっきの水道の関係でございますけれども、やはり受益者負担というのはどの程度が適正かというのは、その辺の見極めが大変難しいのではないかなと思っております。受益者以外の方が負担するというのは、これはおかしいということになってきますから、その辺の費用負担はどう見ていくかということがこれからの大きな課題ではないかなと思っております。そういうことで、その辺の見極めもきちっとして、適正な料金体系に持っていかなければならないのではないかなと、このように思っております。

将来的には、いろんな施設が老朽化になってくるわけですが、その辺ある程度もう先を見ながら、負担というのは、料金というのは考えていかなければならないのではないかなと、このように感じます。

以上です。

○議長（佐藤修孝君） 11番及川善男議員。

○11番（及川善男君） あとは、決算審査の際にもお伺いをいたしますので、最後に1つだけ確認をして終わりにしたいと思います。

水道料金、供給料金の問題なのですが、先ほど管理者は極力圧縮をしてというお話でした。組合サイドから見れば、これはまた一定の限界があろうというふうに私は思います。ただ、それぞれの構成団体で必要供給水量の見通しが計画時と現時点ではかなり変わってしまっていて、減少しているのは事実であります。金ヶ崎町さんの実態は、当組合からの供給を受けなくても間に合うという状況になっておりますし、奥州市においても必要水量については大幅に計画時より下がっているというのが実態だと思います。これらの判断をどうするかについては、

それぞれ構成団体の議会でまた議論したいと思いますが、ぜひそういった点を考慮して、組合は組合としての考えはあるにしても、そういう構成団体の事情も十分考慮した上でこの供給料金については設定してほしいなというふうに思います。幸い当組合では2期工事までで、浄水場の3期工事については現在先に延ばしているわけですので、これらは絶対にやってはならないことだと私は思いますので、それらの点も含めてもう一度お伺いして終わります。

○議長（佐藤修孝君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 当然検討すべき課題であると思いますし、その手続をなしにして住民に説明もできないのだろうというふうに思います。組合によって恩恵を受ける住民と、市町の町民、市民として恩恵を受ける町民、市民も全く同一の方でございますので、いわばそれぞれの組織によっては矛盾が出るということはあると思いますが、受益者としての住民は一であります、同じでありますので、そういう意味では当然全部にご理解をいただけるということは無理にしても、その方向でしっかり検討していかなければご理解はいただけないものだというふうに思っております。

また、第3期工事のことについても言いただきましたが、これについては計画としては持っているということでございますけれども、不要なものを、不要というか、今々必要でないものを多額の投資を行い、つくるかということは、これは現状ではあり得ないのかなというふうに思います。

ただ、一方で水需要が今減ぜられる方向ではおりますけれども、その状況においてはしていかなければならないというふうなことも考えられますが、現状ではまずはこの状況でいい方向に安定しているのであれば、国との協議等々もいずれ出てくる場面はありますけれども、合理的な考え方としてご理解をいただくように、これはお話をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤修孝君） 一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第5、発議案第4号、奥州金ケ崎行政事務組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。1番有住修議員。

○1番（有住修君） 日程第5、発議案第4号、奥州金ケ崎行政事務組合議会会議規則の一部改正について提案理由の説明を行います。

この改正は、地方自治法の一部改正に伴い、議会会議規則の修正の動議に関して引用条項を改めるものであり、その他所要の整備を行うものであります。

なお、施行期日については、公布の日とするものであります。

何とぞ原案のとおり同僚議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案説明を終わります。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第4号は原案のとおり可決  
されました。  
暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時37分 再開

○議長（佐藤修孝君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第6、報告第1号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会  
計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 報告第1号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計繰越明  
許費繰越計算書の報告についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、報告第2号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資  
金不足比率の報告についてにつきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご  
了承願います。

○議長（佐藤修孝君） 及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 報告第1号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計繰越  
明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

5款消防費、2項消防費において、岩手県が事業主体となり進めている消防救急無線デジ  
タル化実施設計業務の履行期間の延長に伴い、岩手県において予算繰り越しの手続を行った  
ことから、当該業務負担金757万5,000円全額を繰り越いたしましたので、地方自治法施行  
令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの報告に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 質問なしと認めます。

以上をもって報告第1号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第7、報告第2号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告を行います。

提出者の説明を求めます。及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 報告第2号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてをご説明申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく地方公営企業の経営の健全性を判断するための指標となっており、この比率が経営健全化基準20%以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、健全化を図るための方策を実施しなければならないものとされております。また、毎年度において前年度決算により算定した指標を監査委員の審査に付して議会に報告するとともに、住民への公表が義務づけられているものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものであります。平成24年度においては資金に不足が生じていないことから、比率の数字が出ておりませんことを地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの報告に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 質問なしと認めます。

以上をもって報告第2号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第8、議案第1号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下議案第2号から議案第9号までにつきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（佐藤修孝君） 及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 議案第1号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

今回の補正予算は、先ほどご報告申し上げました繰越明許費繰越計算書の報告に関連いたしますが、岩手県が実施主体となり進めている消防救急無線デジタル化実施設計業務について、履行期間の延長の必要が生じ、当初予定していた年度内の完了が困難となったため、岩手県において予算繰り越しの手続を行うことから、当組合においても消防救急無線デジタル

化実施設計負担金について繰越明許費を設定したものであります。

別冊の補正予算書の2ページをお開き願います。第1表、繰越明許費であります。消防救急無線デジタル化実施設計757万5,000円を設定したものであります。本予算は、平成24年度末までに議会の議決が必要でありましたが、組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

何とぞ原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第9、議案第2号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 議案第2号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてをご説明申し上げます。

今回の補正予算は、東日本大震災の特定被災地方公共団体における復旧、復興を支援するため、平成25年度限りの措置として、年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金に係る地方債について、補償金免除繰上償還が行えることとなったことから、予算を補正するものであります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。第2条、業務の予定量の補正であります。建設事業である創設事業を590万8,000円減額し、総額5億8,923万5,000円とするものであります。

第3条、収益的支出の補正であります。第1款水道用水供給事業費用は305万3,000円減額とし、総額3億2,275万3,000円とするものであります。

内訳ですが、第2項営業外費用を305万3,000円減額するものであります。

第4条、資本的収入及び支出の補正であります。第1款資本的収入は1,450万円減額し、総額7億167万4,000円とするものであります。

内訳であります。第1項企業債を1,450万円減額するものであります。

資本的支出は、第1款資本的支出を1億2,917万4,000円増額し、総額9億2,541万6,000円とするものであります。

内訳であります。第1項創設事業費は590万8,000円減額し、第2項企業債償還金は1億3,508万2,000円増額するものであります。

資本的収入が資本的支出額に不足する額2億2,374万2,000円は、過年度分消費税資本的収支調整額8,633万4,000円、減債積立金6,780万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,960万4,000円で補填するものであります。

第5条の企業債の補正であります。建設利息に係る限度額を6,630万円に、建設元金に係る限度額を1億1,250万円に改めるものであります。

本予算は、議会の議決が必要でありましたが、繰上償還予定日が平成25年9月20日となっており、組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

何とぞ原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

11番及川善男議員。

○11番（及川善男君） 先に資料をいただきましたけれども、この中に4.4%で1億1,000万ほどの未償還残高があるのですが、これは繰上償還の対象にはならなかったのですか。

○議長（佐藤修孝君） 及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 今回の繰上償還の対象は、旧公営企業金融公庫資金でございます。政府資金については対象外というふうになっておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（佐藤修孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第10、議案第3号、奥州金ケ崎行政事務組合火葬場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 議案第3号、奥州金ケ崎行政事務組合火葬場設置条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法が一部改正され、その法律名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたことに伴い、同法を引用している奥州金ケ崎行政事務組合火葬場設置条例の条文の整理を行おうとするものであります。

改正の主な内容は、本条例で引用している障害者自立支援法の法律名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

何とぞ原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

○議長（佐藤修孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第11、議案第4号、盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 議案第4号、盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会の設置の協議に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

奥州金ケ崎行政事務組合、盛岡地区広域消防組合及び北上地区消防組合で消防通信指令に関する事務を共同して管理し及び執行する協議会を設置することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

2番阿部加代子議員。

○2番（阿部加代子君） 協議会の規約ということでございますけれども、第10条の職員に関して第17条、経費の支弁の方法につきまして、もう少し説明をお願いしたいというふうに思います。

第10条の事務に従事する職員は、定数及び該当定数の配分については関係団体の長が協議によりこれを定めるというふうにございますけれども、この事務に従事する職員の人数の配置についてどのように今のところなるのか、お伺いをします。

それから、経費の支弁の方法でございますけれども、第17条では協議会の担当する事務の管理及び執行に関する費用は関係団体が負担すると、その負担に関しましては別に定める負担割合によるものというふうになっておりますけれども、この辺の考えについてもう少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤修孝君） 阿部消防救急課長。

○消防救急課長（阿部保之君） ご説明申し上げます。

センターの事務に従事する職員は、センター要員、119番を受ける要員としまして、盛岡消防本部が18名、奥州金ケ崎5名、北上消防本部5名、合計28名で対応するものでございます。

17条の負担割合につきましては、全て人口による均等割合と考えております。

○議長（佐藤修孝君） 2番阿部加代子議員。

○2番（阿部加代子君） 10条の職員の割合に関してなのですけれども、その辺の考えは人口割みたいな感じで考えてよろしいのでしょうか。その点もう一度お伺いをします。

それから、経費の費用負担は全て人口割ということでございますけれども、ほかに何か人口割だけではなく配慮すべき点はないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤修孝君） 阿部消防救急課長。

○消防救急課長（阿部保之君） 職員については、119番の現在の入電数を勘案して、盛岡18、当初の4地区の場合ですと、花巻、奥州金ケ崎、北上で5名ずつを考えておりました。花巻離脱によって、花巻離脱の分を盛岡消防本部で負担して、その28名となったものでございます。奥州金ケ崎、北上とも4消防本部時代から5名の派遣を予定していたものでございます。

それと、人口割だけとの考えでございます。

○議長（佐藤修孝君） 7番千田美津子議員。

○7番（千田美津子君） 確認の意味で質問いたしますが、今回は協議会を設置して進めていくということでしたが、この共同運用の方式には3つあるということでの間説明がありましたが、この協議会方式が一番いいのだなというのはわかるのですが、例えば事務委託は別として共同設置方式、既に先行実施している13団体のうち12団体が協議会方式だと、そしてもう一つはどういう方式になっているのか。私は、共同設置方式でもいいのかなとちょっと思ったところがありましたので、その辺のところをもう少し詳しく説明をお願いしたいと

思います。

○議長（佐藤修孝君） 横倉消防長。

○消防長（横倉均君） 地方自治法に基づく設置方法についての質問だと思いますけれども、13団体のうち12団体が協議会方式、1団体が事務委託方式をとっておりまして、共同設置の事例は全国にございません。

また、そのメリットと申しますか、それぞれの特徴としては協議会方式は、協議会は法人格を持ちません。関係団体から派遣された職員がそれぞれ派遣元の身分を有するという形になります。共同設置の方式は、共同設置される職員の身分の取り扱いは便宜上1つの団体の職員と見なされると。ですから、事務の意思決定は関係団体の合意を必要とすると、非常に面倒くさいというデメリットがございます。

あとご存じのとおり、事務委託というのは管理、執行、権限を全てお任せするというところで、一番合理的という判断に基づいたもの、あるいは先行例を参考にしたということがございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩をいたします。

午後零時01分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時00分 再開

○議長（佐藤修孝君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第12、議案第5号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 議案第5号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

雫石・滝沢環境組合の構成団体である滝沢村が平成26年1月1日に市に移行することから、組合の名称を滝沢・雫石環境組合と市町の順に変更することに関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この規約の施行期日は、平成26年1月1日とするものであります。

何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第13、議案第6号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 議案第6号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、繰越金の確定、農林業系汚染廃棄物の受入処理予定期間変更による雑入の減額、岩手県市町村総合事務組合負担金及び共済費の負担率の改正、農林業系汚染廃棄物の対応に係る委託料の減額、瞬時停電対策に係る施設の改造工事、3消防本部の消防通信指令事務共同化による負担金等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,240万7,000円を追加し、補正後の予算総額を29億9,464万9,000円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。別冊の補正予算書の8ページ、9ページをお開き願います。歳入についてであります。平成24年度決算の確定により7,391万円を5款繰越金に追加し、6款諸収入において受入処理予定期間の変更による農林業系汚染廃棄物処理料1,338万7,000円を減額しようとするものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出についてであります。2款総務費、1項総務管理費は、異動等による職員の人件費373万9,000円を増額するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費は、異動等による職員の人件費等155万7,000円の減額が主な

内容で、148万4,000円を減額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費につきましては、異動等による職員の人件費48万円の減額、火葬場及び広域交流センター施設の老朽化による修繕料等104万3,000円の追加が主な内容で、175万9,000円を追加するものであります。

12ページ、13ページをお開き願います。2項清掃費につきましては、異動等による職員の人件費等738万3,000円の減額、農林業系汚染廃棄物の受入処理予定期間の変更によるごみ焼却処理施設運転業務委託料1,139万9,000円の減額、瞬時停電対策に係るごみ焼却施設の改造工事982万8,000円の追加が主な内容で、711万4,000円を減額するものであります。

5款消防費、1項総務管理費につきましては、異動等による職員の人件費1,277万6,000円、3消防本部の消防通信指令事務共同化により設置する協議会推進室の経費負担金20万5,000円の追加が主な内容で、1,421万4,000円を追加するものであります。

2項消防費につきましては、異動等による職員の人件費2,450万5,000円の減額、消防通信指令事務共同化による高機能消防指令センター実施設計負担金178万8,000円の追加が主な内容で、2,079万2,000円を減額するものであります。

14ページ、15ページをお開き願います。7款予備費につきましては、歳入から歳出の経費に財源措置しました残7,208万5,000円を追加し、年度内の不測の事態に備えるものであります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

2番阿部加代子議員。

○2番（阿部加代子君） 議案第6号に関連して資料をいただいておりますけれども、資料1ページの（2）の歳出のところがございますエとカとケの3点についてお伺いをしたいと思います。

介護認定審査の判定事務における嘱託員から臨時的任用職員への切替えによる嘱託員の報酬ということで減になっておりますけれども、臨時的任用職員への切替えというところで、このように切替えられる理由についてお伺いをいたします。

それから、カでございますけれども、原油価格高騰による火葬場の燃料費ということで、原油価格がこれ以上高騰しなければいいなというふうには思っておりますけれども、燃料費の高騰によってこのくらいの増を見られているのかというふうに思っておりますけれども、この点に関してお伺いをいたします。

それから、ケでございますけれども、瞬時停電対策に関わる工事請負費なのですけれども、瞬時停電というのは以前からもあったと思われるのですけれども、なぜこのように今回工事をされるのか。最近わかったということなのでしょうか、その点お伺いをいたします。

○議長（佐藤修孝君） 及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） お答えいたします。

まずは、嘱託員の報酬の関係でございますが、これまでは看護師の資格を所有している方を嘱託員ということで雇用していたわけでございますけれども、今回事情がございまして、4月いっぱいでおやめになられまして、その嘱託員の報酬を今回の補正予算で残り5月以降の分を減額しているものでございます。

それで、再度公募したわけでございますが、なかなか看護師の資格を持っている方の応募というのがございまして、介護事務の内容を見直しまして、臨時職員で対応できる事務ということで、今度臨時職員に切替えまして、その賃金といたしまして今回93万円ほどの増額の補正ということの内容でございます。

2点目の火葬場の燃料費の増額でございますが、ご案内のとおり最近の燃料費あるいは電気料等の引き上げ、アップということになってございまして、火葬場で灯油を使っているわけでございますが、これを当初84円で見えておりましたが、引き上げによりまして97円という単価で見直しいたしまして、その分の増額ということになってございます。

それでは、瞬時停電につきましては千葉課長のほうからご説明いたします。

○議長（佐藤修孝君） 千葉環境施設課長。

○環境施設課長（千葉哲夫君） それでは、瞬時停電対策についてご説明いたします。

全員協議会で少し説明しましたが、説明不足がございましたので、瞬時停電というのは落雷などによりまして東北電力の送配電網の電圧が瞬間的に下がるという状況でございます。その瞬停といいますのは0.何秒という間隔で起きます。一般家庭で蛍光灯が一瞬消えて、またつくというのが瞬停です。ただし、機械に関しては一旦止まりますと再起動が自動的に行われませんので、ごみ焼却施設の主要機器が止まったということでございます。

あと先ほどのご質問の中にありましたように、23年度の場合のバグフィルターを通過しないで、ろ過されないで排ガスが出たというのは、コンプレッサー、空気圧縮機の故障ということでありまして、今回の場合は故障とかということではなく、外的なものによる停電ということでございます。

○議長（佐藤修孝君） 2番阿部加代子議員。

○2番（阿部加代子君） まず、介護認定の職員に関してなのですが、看護資格の方がおやめになったということなのですが、例えば市とか町から兼務でこのようなお仕事ができないのか、その点お伺いをしたい、看護資格を持っている方の兼務ができないのか、お伺いをしたいと思います。

それから、燃料高騰による火葬場の燃料費ですけれども、今後もどのような形で推移するかわかりませんが、例えば火葬場で何らかのエネルギーを賄える、その施設内で賄えるような形の自然エネルギーを何か活用して今後対応できないのかお伺いをしたいと思います。

瞬時工事に対しましては、技術的なことはちょっとよくわかりませんが、きちんと

対応していただけるものというふうに理解をいたしました。

○議長（佐藤修孝君） 及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） それでは、第1点目の介護認定の嘱託員を看護師資格を持った構成市町職員が兼務できないかというご提案でございますけれども、今、構成市町のほうでも行政改革あるいは職員の削減等々で余裕がないといえますか、そういうことになろうかと思っておりますけれども、その辺はそういう看護師の資格を持っている方の応募がなかなか見込めないということであれば、これは構成市町のほうとも実態をお話ししながら、相談しながら今後検討してまいりたいなど、そういうふうに思っております。

それから、燃料費のほうでございますけれども、火葬場の中で何か賄える方法がないのかということですが、今現在のところは自家発電とかそういう設置する計画というのは持ち合わせてございませんので、長期的な課題といったようなことで、今後課題の一つとして検討してまいりたいなど、そういうふうに思っております。

○議長（佐藤修孝君） 7番千田美津子議員。

○7番（千田美津子君） 私も資料3で質問をいたしますが、1ページに岩手県市町村総合事務組合負担金あるいは共済組合負担率が改正をされたということですが、この内容について1つはお知らせをいただきたいと思っております。

2つ目は、今、阿部加代子議員が質問された介護認定審査判定事務の件でございます。人的にはどこを見ても大変だというのはそのとおりだと思いますが、看護師でなくても、少なくとも介護保険関係に精通する方であればいるのではないかなというふうに思うのですが、訪問調査員を経験した方とか、ヘルパーさんとかいろんな方がいらっしゃると思いますが、今国でも介護保険についてはいろいろ見直しをかけているところもあります。ですから、制度的な部分に精通する職員が私は必要ではないかなというふうに思います。今年度は仕方がないにしても、新年度からはやはりそういう体制を、この行政組合で介護認定をやるという、続けるという方針のようですから、そういうきちんとした体制をとっていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、その点お伺いいたします。

○議長（佐藤修孝君） 高橋事務局次長。

○事務局次長（高橋寛寿君） 7番議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、各種負担金の総合事務組合ですとか共済関係の掛金率の変更に伴う金額の減額ですが、これにつきましては現在進められております職員の退職金などの見直しに伴う掛金率の変更だというふうに考えているところでございまして、全国的な制度の変更に伴うものというところでございます。

次に、介護の関係でございますが、先ほどご説明を申し上げましたとおり看護師であるとか、あるいは保健師資格をお持ちの方ということで、いわゆる嘱託というのは非常勤特別職ということでお願いをされているところでございまして、この有資格、幾つかの資格について定めてございますけれども、そのいずれの方も募集をしたところ応募がなかったと

いう状況でございます。

基本的にそういう資格を定めておりますのは、お話しのとおり介護にお詳しい方にその業務の一端をお願いしたいということでございますけれども、現在定めている状況ではなかなか、どこでも応募数が非常に厳しいという状況だと伺ってございまして、ご指摘のとおりこのままでいきますと、現在の臨時職員、これは長くても1年で終了ということになりますので、このままですと常に毎年新しい方をお願いせざるを得ないという状況が心配されるところでございます。

ただ、現在のところはこういう資格をお持ちの方ということでやってございますので、今すぐ切りかえるというのは難しいかと思いますが、もう少し今のご意見を参考にさせていただきながら、その資格の範囲などを拡大ができるかどうか、これは検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤修孝君） 7番千田美津子議員。

○7番（千田美津子君） 今の介護認定の部分ですが、資格の拡大も含めて、あと応募がないというのは待遇面が決して高くない報酬になっているわけで、これは本来行政がやるべき仕事になるわけですので、もし応募する人がいなければ、その待遇面も含めて関係市町とやっぱり十分に協議をして確保すると、それが私は大前提でないかなというふうに考えますが、その点管理者からご答弁をいただきたいなと思います。

○議長（佐藤修孝君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 25年度、本来予定した方がやむを得ない事情で4月をもってやめられたということで、時期的なこともあってなかなか集めにくかったという状況も考えられるのかなというふうには思っているところでございますが、いずれ非常に介護認定というのは重要な仕事であります。そういうふうな部分では間違い等がないような形で進めていくということにおいても、能力の高い方にその事務をお願いしたいというところはもちろんでございます。

今ご指摘いただいた部分につきましても十分に勘案しながら、より適正な介護認定業務が推進されるよう、さらに力を尽くしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（佐藤修孝君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

〇議長（佐藤修孝君） 日程第14、議案第7号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。及川事務局長。

〇事務局長（及川一康君） 議案第7号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出予算においては予定給水量の増加による薬品費の増額、職員給与費の資本的支出への振りかえ及び資本的支出の工事監督等に係る職員給与費の増額により、収益的支出並びに資本的収入及び支出について補正しようとするものであります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量の補正であります。建設事業である創設事業を216万4,000円増額し、補正後予算額5億9,139万9,000円とするものであります。

第3条の収益的支出の補正であります。第1款水道用水供給事業費用は87万4,000円減額し、総額3億2,187万9,000円とするものであります。

内訳であります。第1項営業費用を87万4,000円減額するものであります。

第4条の資本的収入及び支出の補正であります。第1款資本的収入は162万5,000円増額し、総額7億329万9,000円とするものであります。

内訳であります。第4項負担金を162万5,000円増額するものであります。

資本的支出は、第1款資本的支出を216万4,000円増額し、総額9億2,758万円とするものであります。

内訳であります。第1項創設事業費を216万4,000円増額するものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,428万1,000円は、過年度分消費税資本的収支調整額8,633万4,000円、減債積立金6,780万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金7,014万3,000円で補填をするものであります。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費を85万7,000円増額し、2,385万6,000円とするものであります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

〇議長（佐藤修孝君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（佐藤修孝君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（佐藤修孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第15、議案第8号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 議案第8号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

別冊の決算書の1ページ、2ページをお開き願います。歳入総額は32億3,259万4,066円、歳出総額は31億3,740万8,155円、歳入歳出差し引き残額は9,518万5,911円であります。

3ページ、4ページをお開き願います。歳入の状況であります。1款分担金及び負担金27億6,734万4,000円、2款使用料及び手数料2億8,728万3,422円、3款財産収入892万9,509円、5款繰越金8,602万3,556円、6款諸収入5,686万8,679円、7款組合債2,600万円、8款国庫支出金14万4,900円となっております。

歳入の主なものといたしましては、6款諸収入に大槌町からの災害廃棄物受け入れに係る処理料2,947万4,594円、7款組合債に胆沢分署庁舎建設事業等に係る消防債2,600万円、8款国庫支出金に廃棄物処理施設における放射性物質のモニタリングに係る衛生費国庫補助金14万4,900円等であります。

5ページ、6ページをお開き願います。続きまして、歳出でございますが、支出済額1款議会費98万6,340円、2款総務費8,062万662円、3款民生費4,008万7,602円、4款衛生費9億9,228万5,189円、5款消防費17億4,714万3,864円、6款公債費2億7,628万4,498円となっております。

歳出の主なものといたしましては、粗大ごみ処理施設の耐震診断に係る業務委託料420万円、埋立処分した焼却灰に含む放射性物質の流出防止に係るベントナイトシート等518万7,000円、胆沢分署庁舎整備事業に係る工事請負費2億4,360万2,100円、高規格救急自動車の購入2,893万8,000円、消防救急無線デジタル化に係る基本設計負担金729万9,000円等であります。

また、5款消防費、2項消防費の岩手県消防救急無線デジタル化実施設計負担金について、繰越明許費として757万5,000円の翌年度繰越額となっております。

55ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。5の実質収支額でございますが、9,511万1,000円でございます。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおり認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

2番阿部加代子議員。

○2番（阿部加代子君） 何点かお伺いをします。

24年度主要施策の成果に関する報告書の6ページ、介護認定審査費でございますけれども、前年と比較して415件、4.8%減少したということですが、高齢化は進んでいると思うのですが、認定事業が減少したということで、今後の見通しについてどのように見ておられるのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、10ページでございますけれども、広域交流センター費の中の主な歳出でございますが、表の中にございます敷地借上料につきまして、どのような交渉をされているのかお伺いをいたします。

それから、飛びまして、29ページの常備消防費につきましてですけれども、講習会の実施件数ということでございますけれども、以前にも提案をしておりましたけれども、今後ジュニア、子供向けの講習会、また普及員の拡充を図るための講習会等も必要だというふうに思いますけれども、その辺の対応につきましてお伺いをします。

それから、昨今、台風、それからゲリラ豪雨のような大雨に対しまして、消防としましてさまざまな機器等十分な体制になっているのか、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

お願いします。

○議長（佐藤修孝君） 及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） それでは、私のほうから交流センター敷地借上料の交渉状況ということでご説明申し上げたいと思います。

広域交流センターの賃借料でございますけれども、平成5年4月から平成26年3月まで、来年の3月までの契約期間となっております。それで、地権者は3人の方がおまして、借地面積が1万1,853平方メートル、平米当たり420円の賃借料という、こういう契約内容で現在契約を締結しているところでございます。それで、今年度いっぱい現契約が満了するというので、現在地権者の方々と話し合いを進めてございます。

その交渉の内容でございますけれども、交渉中で相手もありますことから、詳細と申しますか、詳しくはお伝えできませんけれども、いろいろな角度、さまざまな観点から地権者と交渉を進めているといったような状況でございます。

○議長（佐藤修孝君） 高橋事務局次長。

○事務局次長（高橋寛寿君） 私のほうからは、主要施策の成果に関する報告書6ページの介護認定の件数についてご説明を申し上げます。

ご指摘のとおり介護全体の対象者といえますか、増加傾向にあるのかなというふうには考えてございますが、審査の件数のほうが減少していて、ちょっと相矛盾する形になってございます。

実は、その審査のほうにつきましては、審査の有効期間というものがございますけれども、初めての介護認定を受ける方については、従来は有効期間が6カ月で、タイミングにもより

ますけれども、1年に2回の審査を行わなければならなかったわけですが、24年4月から12カ月としてもよいというふうに制度が改正されました。2回目以降につきましては、従来は12カ月までというものが24カ月まで有効期間を延ばすことができるとされてございまして、今回24年度の実績が前年を件数的に下回りましたのは、この初回の認定の方が12カ月というふうに設定をされた関係によるものと考えてございます。以降12カ月が24カ月というふうに有効期間が延びるということでございますので、全体の申請者が仮に増加傾向にあったとしても、件数的には増加はしてこないのかなというふうに、ちょっと大ざっぱですけども、そんなふうに全体件数については現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修孝君） 横倉消防長。

○消防長（横倉均君） ご質問の29ページの関係でございますけれども、救急の関係でございました。講習会の実施状況ということで、前々から阿部議員のほうからジュニアコースの設定、あるいは普及員の拡充ということが言われておりまして、当本部では今年度奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部救命率向上計画というのを新たに定めております。その中で既に大体は準備は整っておりますけれども、これから教育委員会等を通しまして学校の先生の受講を呼びかけるというような段階までござっております。その資機材も必要でございますので、これから市と町の担当部課長等の会議を通じまして予算の措置をお願いするというようなところまで進んでおります。

その計画の中では、そのほか例えば人が集まる銀行等に人工呼吸等のDVDを置いてもらっております。そういうのが少しずつではありますけれども、前に進んでいるという状況でございます。

あと2つ目のご質問の災害に対応するための資機材は十分かというようなご質問かと思っておりますけれども、今年度に入りまして竜巻注意情報とか大雨洪水警報、これに伴いまして警戒本部を13回ほど立ち上げております。そのほか、この前は北海道・東北ブロックの緊急消防援助隊の合同訓練が苫小牧で行われました。大雨の中の訓練で、そうした中で何が不足するのかということで検証させております。必要なものは整備したいと思っております。

あとは、また一つの重要な案件として管理者も考えておられるのが、奥州湖ができて、もうそろそろ本格運用ということで湛水試験も終わっております。その観光客が増える、あるいは国体が来ます。ボートの競技が行われると。そうした場合の水難、昨今の風水害、大雨洪水が非常に頻発しておりますので、その水害に対する警戒ということも非常に重要だということで、この水難救助ですか、資機材は非常に金がかかるということで、これも構成市町の理解をいただくために担当課長会議の中で説明をして確保していこうかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修孝君） 2番阿部加代子議員。

○2番（阿部加代子君） まず、介護認定のほうですけれども、認定の仕方が少し変わったということでございますけれども、利用者、また審査をお願いする側とすれば、なるべく早く認定をしていただきながらお願いをしたいというふうに思いますけれども、今後の考え方として各市町のほうで行って、さらに円滑にといいますか、スピーディーにやっていただく、また適正にやっていただくというところで各市町に分けてやっていただくようなことは考えはないのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、敷地借り上げに関しましては今協議中ということでございますけれども、例えば今後20年間またお借りをすることになりますと、借りるということよりも買い上げたほうがいいのかもございますので、その辺は土地を貸してくださる方の思いとの交渉だとは思いますが、その辺も配慮しながら、貸していただく方の思いにも配慮しながらになると思っておりますけれども、ぜひ交渉を進めていただきたいというふうに思います。

それから、講習会に関しましては、新たなコースを設定していただいて対応していただいているということで了解いたしました。今後の資機材に対しましては、ぜひさまざまな角度から検討していただきまして予算の措置をしていただきたいというふうに思いますけれども、この点は管理者にお伺いをして終わりたいと思います。

○議長（佐藤修孝君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） まず、介護認定の考え方については担当のほうからお話をさせていただきます。

それと、資機材、消防長のほうからもありましたとおり、これからというか、これまでも遺漏なく対応していかなければならないのですけれども、特にやっぱり気にしなければならないのは奥州湖ができ上がるということ、それから胆沢ダムが通年通水になると、恐らく釣り客とか水遊びをされる方々というふうなものが増えるのだろうと。あつてはならない事故でありますけれども、そういう際に機敏に対応できるかどうかということも含めて、水難関係については少し目配りだけではなく気配り、予算配分もしていかなければならないというふうに思っているところでございます。いずれ不足するものについては、きちっと生命、財産を守る大切な業務でありますので、そのことについてはしっかり配慮していかなければというふうに考えているところでございます。

また、土地の借り上げについてもお話をいただきました。いずれ広域住民が最も有利な方向で、なおかつ地権者の方にもご理解いただけるというような形の中で交渉を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤修孝君） 高橋事務局次長。

○事務局次長（高橋寛寿君） それでは、介護の認定審査会のあり方についてのご質問かと思っておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在の介護認定審査会は、ご承知のとおり奥州市、金ヶ崎町の分を当組合が合わせて審査をしてございます。介護の認定の申請者からの申し出とか、あるいは事前の調査については

それぞれ構成市町で実施をしまして、その調査の結果について私どものほうに送付をいただいて、年間計画に基づきまして審査会を開催をしている状況でございまして、その認定をするまでのスピードについては、市と町が独自に審査会を設定をした場合でも私どもが今のよりにやっている場合でも、それほど大きな違いはないのではなかろうかと考えているところでございます。

それから、介護認定審査会の審査委員の構成でございすけれども、医師と、それから介護施設の職員、このような方々をそれぞれの配分で、1委員会5名を委員として委嘱する中で実施してございます。これは、構成市町がそれぞれ行う場合でもこの構成については変わらないものと考えてございます。市と町の分を私どもが今行うことによりまして、現在の審査につきましては1回当たり40件程度を目安として1審査会を開催をしてございすけれども、これが構成市町の両方の分をやることによってコンスタントに件数がまとまってきまして、審査会の日程も事前に審査委員の方々にお知らせをしている状況で開催をしてございます。これがもしもそれぞれのところで独自にやるということになりますと、審査件数が少なくなることによりまして審査の日程の調整ですとか、あるいは審査委員会の構成としても、医師ですとか介護施設の職員をコンスタントにお願いをするという部分で、それぞれの市町村でやると全体的な人数の制限も一緒にやるよりも厳しくなることも考えられるというようなことから、24年度に構成市町と、この審査会についての今後のあり方について協議をした結果、この審査会については当組合で行うことが適当であるということで、現在進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修孝君） 9番新田久治議員。

○9番（新田久治君） 関連でお尋ねをいたします。

広域の交流センターの敷地問題についてでございすけれども、10年以上前にも数回にわたってこれは取得するような方向で検討したほうが良いというようなお話をしてきた経過がございすけれども、この間何度か地主の方々と売買でなくて賃貸の値下げと申しますか、その協力について協議してきた経過があつて、幾らか当初よりは安い形でお貸しをいただいているという状況にはあると思います。しかし、平米420円ではあります、決して安い借り物だというふうには私個人としては思わない。当然当初からできるだけ取得する方法でやるべきだということを話してきたわけでございすけれども、今回で一応の20年の区切りと、こういうお話でございすますが、いずれこの施設が、交流センターでなくて、こちらの施設がある限りにあつては、広域行政組合での施設がある限りにあつては、やはり継続した形ではないかならない事業、施設だというふうに思います。したがって、できるだけ取得するような方法で私は進めるべきだというふうに、既にもう20年も経過してしまいましたので、何度もこれまでそれぞれ協議はしてきたというふうに思いますが、一向に進んでいなかったと、こう思っております。

したがって、今回、今までいろいろお世話いただいたということもありますけれども、お互い理解を得る中で、いい形でお譲りをいただければいいのかなというふうに思いますので、ぜひそうした方向に進んでいただきたいと思いますと思いますが、どのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（佐藤修孝君） 及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） お答えいたします。

ただいま議員さんから買い上げも含めて検討と、また先ほど阿部議員さんからもそのような趣旨のお話を頂戴したところでございます。いずれその点も含めまして、今後地権者の意向を丁寧に確認しながら、お互いに合意できるような形で進めてまいりたいなど、そういうふうに思っております。いずれ今後とも精力的に協議を重ねてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤修孝君） 11番及川善男議員。

○11番（及川善男君） 1点お伺いをいたします。

今回の決算は24年度決算なので、いわゆる福島第一原発の事故に伴う放射性物質、汚染物質の処理については大槌町からの受入処理の問題と、それから国からモニタリングの14万何かがしの入金はあるわけですが、東電等に対する請求はなかったのかどうか、その点お伺いをいたします。

それから、最近の報道によりますと、東電と国の間で、いわゆる自治体等に対する補償の問題で、東電はあまり補償したくないようなことがいろいろ表明されているように報道されております。その点について、今後25年度、東電等に請求する金額があるのかどうか、またそれらがどのように今進められているかお伺いをします。

○議長（佐藤修孝君） 及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） それでは、東電に対する請求ということでご質問ございましたので、お答えしたいと、このように思います。

これまで県と県内の市町村等で足並みを揃えまして、県を通じまして平成24年度までの3回の請求を実施してございます。請求合計額につきましては、2,761万5,431円という金額になってございます。

それで、ただいま議員さんがお話ししたとおり、東電では余り積極的な賠償といえますか、そういう方向にはないということでございますけれども、まさに今年の7月に東電のほうから東北補償相談センターの職員が3名参りまして、当組合と話し合いをしたところでございます。

それで、東電のほうでは、いずれ国からの通知、通達といえますか、そういうものとか、あるいは国の定めるガイドライン、そういったものの経費に対しては賠償しますと、そういったような意向でございます。そのほかわれわれの経費に要する人件費とか、あるいは資料

等々の経費がございますが、その分については持ち帰って検討させていただきたいといったようなお話がございます。

それで、今現在この2,700万のうち賠償可能だというのが1,460万ほどでございます。それで、ただいま申し上げましたグレーゾーンといいますか、保留とされている額が1,260万ほどといったようなことで、なかなかこちらの実際にかかった費用に対しまして東電のほうからは賠償するといったような明確な答えが出ていないといったような状況でございます。したがって、今後県を通じてもそうなのですが、東電と構成市町あるいは一関市、平泉町の動向なども確認しながら今後も請求してまいりたいなど、このように思っているところでございます。

○議長（佐藤修孝君） 11番及川善男議員。

○11番（及川善男君） これは当組合のみならず、奥州市や金ケ崎、一関、平泉についても同じ課題だというふうに思います。当組合の場合は2,700万、そのうち1,300万ぐらいが東電が明確にしない金額だと。構成団体である奥州市の場合は、もっと大きいのだろうと思います。これは、やはり当組合の問題のみならず、いわゆる構成団体の財政も考えれば、この地域の住民にとっては本当に大事な問題です。これは決して曖昧にできない問題だと思うのです。

事故当初は、国も東電も賠償については応じるようなポーズをずっととってきたわけです。ここに至ってガイドラインとか、国がどうこうと言い始めておりますので、私は東電が補償しなければ国に補償してもらおうということも含めて、強力にこれはもう一円も残らず補償させるという立場で、県や一関、平泉等と連携しながら交渉すべきものだというふうに思います。その点についてどのようにお考えかお伺いをします。

○議長（佐藤修孝君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） このことについては、奥州市の議会でも同様の話をしたというか、これからすることと同様でありますけれども、基本的に我々は被害者であって、負担をしなければならなかった費用に対して請求をするというのは当然の権利でありますし、その償いをしていただくというのは、これは至極当たり前のことだろうというふうに思っております。

いずれ我々が問題の原因者ではなく、あくまでも被害者でございますので、これについては関連する、岩手県も同様でございましょうし、近隣の市町村もそのとおりだということでもありますから、足並みを揃え、そして市として言うべきことは、組合として言うべきことはしっかり言って、納得のいく形で対応していただく。そこまでは、納得いくまでは頑張るといふようなスタンスで臨んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（佐藤修孝君） 11番及川善男議員。

○11番（及川善男君） 2,761万五千何がしのうち1,460万ほど東電は賠償額として認めているわけですが、これ全体合意しなければ支払わないということなのか、認められる分につい

ては順次支払うということなのか、その点はどうなっているのでしょうか。全体は全体として請求しながらも、認められるものについてはまず支払えということも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤修孝君） 及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 基本的には、賠償可能な1,460万円についてはお支払いしますということのお答えを頂戴してございます。ただ、請求に当たりましては、東電の請求書、これに基づいて再度記載した上で請求していただきたいと、そのような要望と申しますか、請求書が届いてございますので、今現在作成中でございます。いずれこの1,460万の賠償可能金額についてはお支払いしますという回答はいただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤修孝君） 11番及川善男議員。

○11番（及川善男君） 東電の請求書で請求するという事になった場合、これで終わりだということには絶対ならないようにしなければならないと思うのですが、その辺は県や関係市町村と足並み揃えながら対応すべきだと思うのですが、そうはならないのですか、大丈夫ですか。

○議長（佐藤修孝君） 及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） お答えいたします。

我々組合としてもそうならないように、県あるいは構成市町のほうともいろいろ相談、検討しながら進めてまいりたいなど、そのように思っております。

○議長（佐藤修孝君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（佐藤修孝君） 日程第16、議案第9号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。及川事務局長。

○事務局長（及川一康君） 議案第9号、平成24年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成24年度の総括事項につきましては、平成20年度に発生した岩手・宮城内陸地震によって甚大な被害を受けた奥州市衣川区を奥州市からの要望により水の安定供給ができるよう用

水供給事業の供給対象としております。

水道用水供給の状況につきましては、平成23年度に引き続き自己水源を持たない奥州市胆沢区若柳受水池1カ所へ供給しております。供給状況については、年間供給水量が11万3,540立方メートルと、平成23年度の供給水量11万4,847立方メートルと比較しますと1,307立方メートルの減となっております。これは、若柳受水池への水の供給量が安定しているため、ほぼ横ばい状態の供給実績となっております。

建設事業につきましては、貯水施設となります胆沢ダムの建設事業費の負担と、平成26年度からの本格供給に向けた導水管の布設工事、浄水場第2期工事となる電気、計装設備及び機械設備工事、日除松分水施設の建築工事を実施しております。この結果、平成24年度末までの創設事業全体の進捗率は59.3%となっております。

別冊の決算書1ページ、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の状況であります。水道用水供給事業収益は、営業収益3億2,746万2,927円、営業外収益1,011万6,768円で、総額3億3,757万9,695円となっております。

次に、水道用水供給事業費用は、営業費用2億65万4,757円、営業外費用6,742万8,418円で、総額2億6,808万3,175円となっております。この結果、平成24年度は4,788万7,593円の純利益が生じております。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の状況であります。資本的収入は企業債3億7,680万円、出資金2億5,535万2,000円、補助金3億992万8,000円、負担金681万2,647円で、総額9億4,889万2,647円となっております。

次に、資本的支出は創設事業費8億4,120万1,009円、企業債償還金2億2,614万2,735円、負担金返還金371万8,993円で総額10億7,106万2,737円となっております。企業債償還金のうち5,316万6,562円は、公的資金補償金免除繰上償還でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,217万90円は、過年度分消費税資本的収支調整額6,900万3,528円及び減債積立金5,316万6,562円で補填しております。

次に、8ページをお開き願います。地方公営企業法の改正による資本制度の見直しによりまして、毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例で定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと改正されたことから、平成24年度の純利益4,788万7,593円を議会の議決を経て減債積立金に積み立てようとするものであります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご議決並びに認定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（佐藤修孝君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修孝君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

11番及川善男議員。



○11番（及川善男君） 私は、当認定について反対をいたします。

これは、24年度の第1回の予算議会でも表明いたしましたが、従来ずっと水需要の見積もりが過大見積もりではないかという指摘をし、過大な設備投資はやるべきでないと主張してまいりました。2期工事についてもそうした観点から、計画そのものをずっと練られてきた事務当局の努力は認めながらも、基本的にそうした立場から見て、この設備投資については慎重であるべきだということで反対をしてまいりましたので、決算認定についても反対をいたします。

○議長（佐藤修孝君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤修孝君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成25年第2回奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年10月30日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 佐 藤 修 孝

7 番 千 田 美津子

8 番 遠 藤 敏

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年10月30日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_